

豊介護発第 5994 号
令和 8 年 1 月 27 日

介護サービス事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

管理者の兼務について

管理者の他事業所、他職種の兼務について、以下のとおり考え方を整理しましたので、通知します。

1 管理者の責務

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号) 等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、サービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととされています。また、管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとされています。

2 兼務における留意事項

(1) 解釈通知において、管理上支障がないときは、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所等の職務に従事することができるものとされています。

＜管理業務に支障があると考えられる例＞

- ・管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- ・併設される入所施設（有料老人ホームを含む。）において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（併設入所施設で発生した事故への緊急的な応援対応など施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合
- ・管理業務をする時間を 1 時間程度と少なくして、他の職種の基準省令における勤務延時間数を確保する場合 など

(2) 管理者が管理者以外の職種の従業者と兼務を行う場合においては、当該職種に係る基準省令等により兼務できない場合があることに留意すること。

3 勤務形態一覧表

管理者に限らず兼務する職員については、以下のとおり勤務形態一覧表を作成し、職種ごとの勤務時間を明確にすること。

(1) 管理者とその他職種を兼務する場合

No	(4) 職種	(5) 勤務 形態	(6) 資格	(7) 氏名	1週目							2週目						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
					月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	管理者	B	—	豊田 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
2	訪問介護員	B	介護福祉士	豊田 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		

兼務する職種ごとに行を分けて記載する

(2) 異なる事業所の管理者を兼務する場合

No	(4) 職種	(5) 勤務 形態	(6) 資格	(7) 氏名	1週目						(9)1~4週 目の勤務時 間数合計	(10) 週平均 勤務時 間数	(11) 兼務状況 (兼務先/兼務する職務の 内容) 等
					1	2	3	4	5	6			
					月	火	水	木	金	土			
1	管理者	A	—	豊田 太郎	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	160	40	ヘルパーステーションA、 デイサービスBの管理者

「管理者」のみを複数の事業所で兼務する場合は

- ①勤務形態は“A”と記載
- ②1日当たりの勤務時間は“当該事業所のみで勤務した場合の時間”を記載
(例：サービス提供時間が4時間なら4と記載)
- ③(11)勤務状況に“兼務する事業所と職種（管理者）”を記載

※変更届出書等を提出する際に兼務する事業所の勤務形態一覧表を
提出する必要がある

(3) 管理者とその他職種を兼務し、かつ、異なる事業所の管理者を兼務する場合

No	(4) 職種	(5) 勤務 形態	(6) 資格	(7) 氏名	1週目						(9)1~4 週目の勤 務時間數 合計	(10) 週平均 勤務時 間數	(11) 兼務状況 (兼務先/兼務する職務の 内容) 等
					1	2	3	4	5	6			
					月	火	水	木	金	土			
1	管理者	B	—	豊田 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	80	20	訪問介護員、 デイサービスBの管理者
2	訪問介護員	B	介護福祉士	豊田 太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	80	20	管理者、 デイサービスBの管理者

記載の注意事項は(1)、(2)の例示のとおり

ただし、管理者としての勤務時間は同一とすること

(例：A事業所での1日当たりの勤務時間が4時間、1月当たりの延べ勤務時間が80時間の場合はB事業所においても同一の時間を記載)

No	(6) 職種	(7) 勤務 形態	(8) 資格	(9) 氏名		1週目						(11)1~4週 目の勤務時 間数合計	(12) 週平均 勤務時間 数	(13) 兼務状況 (兼務先及び兼務する 職務の内容) 等	
						1	2	3	4	5	6				
						月	火	水	木	金	土				
1	管理者	B	—	豊田 太郎		シフト記号	a	a	a	a	a	80	20	ヘルパーステーションAの 管理者、訪問介護員	
						勤務時間数	4	4	4	4	4				
						サービス提供時間内 の勤務時間数	5	5	5	5	5	100	25		

4 留意事項

管理者は、一部の職種を除き、訪問介護における訪問介護員等の基準省令において勤務延時間数の規定がある職種との兼務を行うことは差し支えない。ただし、トラブル対応などで管理者としての対応時間が予定より増加した場合でも、兼務する職種の必要勤務延時間数を下回らないよう、適切な人員配置を行うことが必要である。

5 例外的な取扱い

訪問看護事業所の管理者が、当該事業所の看護職員とのみ兼務する場合は例外的に延べ勤務時間数のダブルカウントをすることができます。

例 管理者の常勤換算数1.0(160時間)・看護職員の常勤換算数1.0(160時間)